平成２２年（フ）第５０７号
神戸市北区君影町２丁目１番48―504号
債務者　柏木　麻里
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１６号
兵庫県三木市平田64番地の１サンライフ雅Ｃ棟103号、従前の住所兵庫県三木市大村612番地ニューハイツ永尾20号　藤井亮
債務者　藤井　　亮
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２３号
神戸市長田区房王寺町５丁目１番８―514号
債務者　山本知恵子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３１号
神戸市兵庫区湊川町９丁目９番３号
債務者　岡部　直美（旧姓有川）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３３号
神戸市中央区日暮通３丁目５番５―302号、従前の住所神戸市中央区八雲通１丁目１番37―902号
債務者　西田　喜人
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３５号
神戸市兵庫区菊水町10丁目37番地の１菊水西住宅705号
債務者　畑佐　道子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７１号
神戸市須磨区戎町３丁目１番８号アクシス戎町403号、従前の住所神戸市兵庫区水木通５丁目３番19号
債務者　窪田　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１号
兵庫県淡路市遠田574番地１、住民票上の住所和歌山市毛見432番地の５
債務者　長手　喜伸
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３４号
山口県岩国市御庄1386番地
債務者　光森　　真
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３５号
山口県岩国市御庄1386番地
債務者　光森加代子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３６号
山口県大島郡周防大島町大字東三蒲489番地
債務者　岡村　浩平
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４４号
山口県柳井市古開作440番地15
債務者　早馬かおり
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第４５号
山口県岩国市玖珂町4021番地７
債務者　清水　君枝
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３６０９号
名古屋市天白区元植田１丁目605番地　スプリング植田305号
債務者　戸越　典代
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２号
名古屋市北区山田２丁目11番11号　大曽根住宅４棟10―11号
債務者　成瀬　通世
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５２号
名古屋市南区中割町３丁目118番地
債務者　星本龍男こと　李　　圭寅
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５３号
名古屋市南区中割町３丁目118番地
債務者　星本清美こと　朴　　清美
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部